

平成19年度 都区財政調整 新規算定・算定改善等

1 議会総務費

項 目	説 明												
<p>【議会総務費／経常】 公金取扱手数料（特別区民税 コンビニエンスストア収納経 費） （百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">6 5</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">6 5</td> </tr> </table>	改定後	6 5	改定前	0	増△減	6 5	<p>1 概 要 特別区民税の収納事務について、コンビニエンスストアへの委託経費を新規に算定する。</p> <p>2 算定内容 標準区経費 2, 6 5 4 千円（一部固定費）</p>						
改定後	6 5												
改定前	0												
増△減	6 5												
<p>【議会総務費／経常】 安全安心まちづくり推進事業 費 （百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">1, 0 8 2</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">9 1 4</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">1 6 8</td> </tr> </table>	改定後	1, 0 8 2	改定前	9 1 4	増△減	1 6 8	<p>1 概 要 安全安心まちづくり推進事業費について、安全安心まちづくり推進協議会委員報酬、防犯設備助成及び安全安心メールシステム経費を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくり推進協議会委員報酬 @10, 000 円×8 人×4 回=320, 000 円 ・防犯設備助 6, 000, 000 円 （特定財源 3, 000, 000 円） ・安全安心メールシステム経費 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">平成19年度</td> <td>初期導入費 3, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守費用 1, 000, 000 円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度以降</td> <td>保守費用 1, 000, 000 円</td> </tr> </table> <p>2 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し前 標準区経費 3 9, 7 3 0 千円（固定費） ・見直し後 標準区経費 4 7, 0 5 0 千円（固定費） 	平成19年度	初期導入費 3, 000, 000 円		保守費用 1, 000, 000 円	平成20年度以降	保守費用 1, 000, 000 円
改定後	1, 0 8 2												
改定前	9 1 4												
増△減	1 6 8												
平成19年度	初期導入費 3, 000, 000 円												
	保守費用 1, 000, 000 円												
平成20年度以降	保守費用 1, 000, 000 円												
<p>【議会総務費／経常】 区民関係等事務費（町会等 地域団体各種助成金） （百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">8 6 7</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">2 4 7</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">6 2 0</td> </tr> </table>	改定後	8 6 7	改定前	2 4 7	増△減	6 2 0	<p>1 概 要 区民関係等事務費のうち、地域団体各種助成金について標準区経費を見直すとともに、名称を町会等地域団体各種助成金に変更する。</p> <p>2 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し前 標準区経費 1 0, 0 0 0 千円（比例費） ・見直し後 標準区経費 3 5, 0 7 0 千円（比例費） 						
改定後	8 6 7												
改定前	2 4 7												
増△減	6 2 0												

1 議会総務費のつづき

項 目	説 明						
<p>【議会総務費／経常】 退職手当費 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要 退職手当費の補正数値を、当該年度4月1日現在の職員数から、前年度発行の「特別区職員の構成（特別区人事委員会発行）」の数値に変更する。</p> <p>2 算定内容 変更なし。</p>
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						
<p>【議会総務費／経常】 再任用短時間勤務及び再雇用職員に係る経費 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">1 3, 4 9 1</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">1 3, 4 9 1</td> </tr> </table>	改定後	1 3, 4 9 1	改定前	0	増△減	1 3, 4 9 1	<p>1 概 要 再任用短時間勤務及び再雇用職員に係る経費を新規に算定する。</p> <p>2 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用及び再雇用を通じて定年後5年間任用するものとして、各定年年度の「特別区職員の構成」の59歳職員数を各年度の定年職員数と見なし、再任用・再雇用職員数の算出基礎とする。 ・ 定年職員数に採用率、更新率及び算定対象率を乗じて算出した再任用・再雇用推計職員数を、人口で回帰分析して標準区の再任用・再雇用職員数を求める。 ・ 算定対象率は、財調上の留保財源に対応する自主事業分を考慮し、一般財源に対する基準財政需要額（その他行政費を除く）の割合で算出する。 ・ 任用実態を踏まえて算出した再任用職員の標準給与及び再雇用職員の報酬に、標準区の各職員数を乗じて、標準区経費を求める。 ・ 標準区における再任用・再雇用職員数の算出基礎となる実職員数と人口との相関が高いことから、議会総務費の単位費用に組み入れ、人口を測定単位として一括算定する。 <p>標準区経費 561,926千円</p> <p style="margin-left: 20px;">再任用短時間職員 標準区職員数 72人（うち固定28人） 標準給与 3,604,527円</p> <p style="margin-left: 20px;">再雇用職員 標準区職員数 108人（うち固定48人） 報酬 2,799,998円</p>
改定後	1 3, 4 9 1						
改定前	0						
増△減	1 3, 4 9 1						

2 民生費

項 目	説 明						
【社会福祉費／経常】 地域社会福祉協議会育成費 (百万円) <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>3, 7 0 8</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>3 0 4</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>3, 4 0 4</td> </tr> </table>	改定後	3, 7 0 8	改定前	3 0 4	増△減	3, 4 0 4	1 概 要 地域社会福祉協議会育成費において、正規職員を対象とした人件費補助を新たに算定する。 2 算定内容 <標準区経費> 全額固定費 改定前 1 3, 2 2 4 千円 改定後 1 6 1, 2 2 4 千円
改定後	3, 7 0 8						
改定前	3 0 4						
増△減	3, 4 0 4						
【社会福祉費／経常】 福祉タクシー事業費 (百万円) <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>4, 0 6 4</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>1, 6 4 5</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>2, 4 1 9</td> </tr> </table>	改定後	4, 0 6 4	改定前	1, 6 4 5	増△減	2, 4 1 9	1 概 要 福祉タクシー事業費について、算定内容（対象人数）を見直す。 2 算定内容 <標準区経費> 比例費 改定前 6 6, 5 2 8 千円 改定後 1 6 4, 3 4 0 千円
改定後	4, 0 6 4						
改定前	1, 6 4 5						
増△減	2, 4 1 9						
【社会福祉費／経常】 公共施設改良事業費 (百万円) <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>5 9 0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>△ 5 9 0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	5 9 0	増△減	△ 5 9 0	1 概 要 公共施設改良事業費について、算定を廃止する。 2 算定内容 <標準区経費> 比例費 改定前 2 3, 8 6 1 千円 改定後 0 千円
改定後	0						
改定前	5 9 0						
増△減	△ 5 9 0						
【社会福祉費／経常】 【衛生費／経常】 障害者自立支援法関連経費の事業区分の統廃合等 (百万円) <table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>0</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	1 概 要 平成18年10月の障害者自立支援法の本格的な施行に伴い、民生費及び衛生費における関連経費について、下記のとおり事業区分の統廃合等（国制度等ルール改定分を含む。）を行う。 (参 考) 平成19年度フレーム総額 1 3, 2 5 3 百万円 平成18年度フレーム総額 2 1, 9 8 1 百万円 <hr/> 増減額 △ 8, 7 2 8 百万円
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						

2 民生費のつづき

項 目	説 明	変更内容	根拠条文※1
2 事業区分の統廃合等 187レームまでの事業区分	197レームの事業区分		
知的障害者施設訓練等支援費 支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設・通所療基本額、加算額等) (特定財源:国庫支出金 50/100)※2	知的障害者施設訓練等 介護給付費等 支払代行業務委託費 所要経費(従来経費のうち 医療費廃止) (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(事業名変更) (医療費廃止) (特定財源変更)	28,29条
身体障害者施設訓練等支援費 支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設基本額、加算額等) (特定財源:国庫支出金 50/100)	身体障害者施設訓練等 介護給付費等 支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設基本額、加算額等) (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(事業名変更) (特定財源変更)	28,29条
知的障害者グループホーム事業費(民生費) 運営費国基準分 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100) 運営費都加算分・家賃補助	共同生活援助・共同生活介護事業費 法定区負担分(25/100) (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(事業名変更) (旧衛生費分と統合)	28,29,30条
精神障害者グループホーム運営費(衛生費) 運営費国基準分 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(民生費・衛生費の2事業を統合し民生費で計上)		
心身障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費(民生費) ホームヘルプサービス事業 事務費(職員手当・需用費等) 扶助費(ホームヘルパー) 身体介護中心 家事援助中心 移動介護(身体介護あり/なし) 日常生活支援 乗降介助 行動援護 手話通訳者派遣事業 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費 ホームヘルプサービス事業 事務費(職員手当・報償費・需用費等) 扶助費(ホームヘルパー) 身体介護中心 家事援助中心 廃止(⇒地域生活支援事業に移行) 重度訪問介護に移行 乗降介助 行動援護 重度障害者等包括支援(新設) 手話通訳者派遣事業 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(事業名変更) (旧衛生費分と統合) (旧衛生費分と統合) (旧衛生費分と統合) (事業廃止) (事業内容移行) (事業内容新設)	28,29,30条
精神障害者居宅介護等事業費(衛生費) 事務費(報償費・需用費等) 委託料(ホームヘルパー) 身体介護 家事援助 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(民生費・衛生費の2事業を統合し民生費で計上)		
重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 50/100) 都単独分・継足分	廃止(⇒地域生活支援事業に移行)	(事業廃止)	77条
重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 50/100) 都加算分(屋内移動設備、中規模改修の各成人分等)	重度障害者福祉増進事業費 その他(運営費都加算分・家賃補助) (都単独分・継足分) (都加算分〔屋内移動設備、中規模改修の各成人分等〕)	(事業内容移行)	
身体障害者用自動車改造費助成事業費 自動車改造費 (特定財源:国庫支出金 25/100, 都支出金 25/100)	廃止(⇒地域生活支援事業に移行)		
身体障害者自動車運転教習事業費 扶助費	廃止(⇒地域生活支援事業に移行)		
障害者地域自立生活支援センター事業費 総合相談窓口運営費	廃止(⇒地域生活支援事業に移行)		
身体障害者福祉事業管理費 うち委託料(更生医療支払委託料)	身体障害者福祉事業管理費 うち委託料(自立支援医療費(更生医療) 支払委託料)	(名称変更)	58条
身体障害者福祉措置費 うち扶助費の更生医療の給付 (特定財源:国庫支出金 50/100)	身体障害者福祉措置費 うち扶助費の 自立支援医療費(更生医療) の給付 (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(名称変更) (特定財源変更)	58条
(※1 根拠条文とは障害者自立支援法の該当条文である。) (※2 特定財源の負担割合は百分率表示に統一している。)	地域生活支援事業費 法定区負担分(25/100) (特定財源:国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)	(新設)	77条
	障害認定審査会(委員報酬等)	(新設)	15条
	障害福祉計画作成(委託料等)	(新設)	88条
	地域活動支援センター運営費(基礎的業務部分)	(新設)	77条

2 民生費のつづき

項 目	説 明	
(参考) 事業区分の統廃合等による差引増減額		
(単位: 百万円)		
187ームまでの事業区分	187ル総額	
知的障害者施設訓練等支援費	13,172	
支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設・通所療基本額、加算額等) (特定財源: 国庫支出金 50/100)		
身体障害者施設訓練等支援費	2,509	
支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設基本額、加算額等) (特定財源: 国庫支出金 50/100)		
知的障害者グループホーム事業費(民生費)	896	
運営費国基準分 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100) 運営費都加算分・家賃補助		
精神障害者グループホーム運営費(衛生費)	126	
運営費国基準分 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
心身障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費(民生費)	3,074	
ホームヘルプサービス事業 事務費(職員手当・需用費等) 扶助費(ホームヘルパー) 身体介護中心 家事援助中心 移動介護(身体介護あり/なし) 日常生活支援 乗降介助 行動援護 手話通訳者派遣事業 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
精神障害者居宅介護等事業費(衛生費)	24	
事務費(報償費・需用費等) 委託料(ホームヘルパー) 身体介護 家事援助 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業費	295	
国基準分 (特定財源: 国庫支出金 50/100) 都単独分・継足分		
重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業費	333	
国基準分 (特定財源: 国庫支出金 50/100) 都加算分(屋内移動設備、中規模改修の各成人分等)		
身体障害者用自動車改造費助成事業費	8	
自動車改造費 (特定財源: 国庫支出金 25/100, 都支出金 25/100)		
身体障害者自動車運転教習事業費	15	
扶助費		
障害者地域自立生活支援センター事業費	188	
総合相談窓口運営費		
身体障害者福祉事業管理費	30	
うち委託料(更生医療支払委託料)		
身体障害者福祉措置費	1,311	
うち扶助費の更生医療の給付 (特定財源: 国庫支出金 50/100)		
(身体障害者福祉事業管理費及び身体障害者福祉措置費の各ル総額は、各事業区分の総額)		
合 計 額	21,981	
197ームの事業区分		
197ル総額 差引増減額		
知的障害者施設訓練等介護給付費等	5,815	△ 7,357
支払代行業務委託費 所要経費(従来経費のうち医療費廃止) (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
身体障害者施設訓練等介護給付費等	1,032	△ 1,477
支払代行業務委託費 所要経費(入所施設・通所施設基本額、加算額等) (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
共同生活援助・共同生活介護事業費	417	△ 605
法定区分負担分(25/100) (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100) (差引増減額欄は、統合前の民生費・衛生費2事業の187ル総額計との差)		
障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費	2,758	△ 340
ホームヘルプサービス事業 事務費(職員手当・報償費・需用費等) 扶助費(ホームヘルパー) 身体介護中心 家事援助中心 廃止(⇒地域生活支援事業に移行) 重度訪問介護に移行 乗降介助 行動援護 重度障害者等包括支援(新設) 手話通訳者派遣事業 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100) (差引増減額欄は、統合前の民生費・衛生費2事業の187ル総額計との差)		
廃止(⇒地域生活支援事業に移行)	0	△ 628
(差引増減額欄は、左記2事業の187ル総額計との差)		
重度障害者福祉増進事業費	877	877
その他(運営費都加算分・家賃補助) (都単独分・継足分) (都加算分(屋内移動設備、中規模改修の各成人分等)) (197ル総額は、その他3事業の合計額。 差引増減額欄は、重度障害者福祉増進事業費の増額分)		
廃止(⇒地域生活支援事業に移行)	0	△ 211
(差引増減額欄は、左記3事業の187ル総額計との差)		
身体障害者福祉事業管理費	30	0
うち委託料(自立支援医療費(更生医療)支払委託料)		
身体障害者福祉措置費	726	△ 585
うち扶助費の自立支援医療費(更生医療)の給付 (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
地域生活支援事業費	888	888
法定区分負担分(25/100) (特定財源: 国庫支出金 50/100, 都支出金 25/100)		
障害認定審査会(委員報酬等)	411	411
障害福祉計画作成(委託料等)	150	150
地域活動支援センター運営費(基礎的事業部分)	149	149
合 計 額	13,253	△ 8,728

2 民生費のつづき

項 目	説 明						
【社会福祉費／経常】 福祉サービス安定化事業費 (態容補正Ⅱ) (百万円)	1 概 要 最終的な都区合意を踏まえ、都の補助事業から区の自主事業に振り替える事業費の総額について、平成19年度に限り、福祉サービス安定化事業費に上乘せすることとする。 なお、平成20年度財調協議において、振り替えた事業について整理を行うこととする。						
<table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>38,923</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>21,223</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>17,700</td> </tr> </table>	改定後	38,923	改定前	21,223	増△減	17,700	
改定後	38,923						
改定前	21,223						
増△減	17,700						
【児童福祉費／経常】 認証保育所運営費等事業費 (単位費用化) (百万円)	1 概 要 認証保育所の運営及び整備に関する経費について、態容補正を廃止し、単位費用化を図る。 2 算定内容 <標準区経費> 事業費 (固定費) 55,500千円 " (比例費) 245,980千円 特定財源 (固定費) } (都支出金) 27,750千円 " (比例費) } 122,990千円 <hr/> 差引一般財源 150,740千円 ※ 従来、態容補正に係るフレーム作成に当たっては、各区ヒアリングに基づき、運営費及び整備費とも最大値で額を見込んでいたため、「改定前」の額のほうが上回っている。						
<table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>3,530</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>4,052</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>△522</td> </tr> </table>	改定後	3,530	改定前	4,052	増△減	△522	
改定後	3,530						
改定前	4,052						
増△減	△522						
【児童福祉費／経常】 子育てひろば事業費 (百万円)	1 概 要 子育てひろば事業費 (B型) について、新規に算定する。 2 算定内容 <標準区経費> 比例費 事業費 7,859千円 特定財源 (国庫支出金等) 5,238千円 <hr/> 差引一般財源 2,621千円						
<table border="1"> <tr> <td>改定後</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td>62</td> </tr> </table>	改定後	62	改定前	0	増△減	62	
改定後	62						
改定前	0						
増△減	62						

2 民生費のつづき

項 目	説 明
【社会福祉費／経常】 福祉保健基盤等包括補助 事業費 (百万円)	1 概 要 「特別区における施策の見直し」の協議結果を踏まえ、事業区分を統合する。 2 「特別区における施策の見直し」の内容 地域の実情に応じた独自の取組や積極的な事業展開を促進するため、補助金を再構築する。 3 財調上の影響 別紙のとおり
改定後	2, 6 1 6
改定前	4, 7 1 7
増△減	△ 2, 1 0 1
【社会福祉費／経常】 【衛生費／経常】 障害者施策推進包括補助 事業費 (百万円)	1 概 要 「特別区における施策の見直し」の協議結果を踏まえ、事業区分を統合する。 2 「特別区における施策の見直し」の内容 地域の実情に応じた独自の取組や積極的な事業展開を促進するため、補助金を統合・再構築する。 3 財調上の影響 別紙のとおり
改定後	6, 1 0 2
改定前	3, 2 5 2
増△減	2, 8 5 0
【老人福祉費／経常】 高齢社会対策包括補助 事業費 (百万円)	1 概 要 「特別区における施策の見直し」の協議結果を踏まえ、事業区分を統合する。 2 「特別区における施策の見直し」の内容 地域の実情に応じた独自の取組や積極的な事業展開を促進するため、補助金を統合・再構築する。 3 財調上の影響 別紙のとおり
改定後	1, 7 5 7
改定前	1, 7 2 1
増△減	3 6

3 衛生費

項 目	説 明
【衛生費／経常】 医療保健政策包括補助 事業費 (百万円)	1 概 要 「特別区における施策の見直し」の協議結果を踏まえ、事業区分を統合する。 2 「特別区における施策の見直し」の内容 地域の実情に応じた独自の取組や積極的な事業展開を促進するため、補助金を統合・再構築する。 3 財調上の影響 別紙のとおり
改定後	6 8 8
改定前	2 3 0
増△減	4 5 8

2 民生費、3 衛生費のつづき

項 目	説 明												
3 財調上の影響 (別紙)													
(単位:百万円)													
施策の見直し前までの事業区分	施策の見直し後の事業区分												
総額	総額 差引増減額												
<p>(民生費/社会福祉費)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 福祉改革推進事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4,717</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 福祉保健基盤等包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2,616</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">△ 2,101</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(障害者施策推進、高齢社会対策各包括補助事業に再構築された事業分が減少となる。)</p>		福祉改革推進事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	4,717	→	福祉保健基盤等包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	2,616	△ 2,101						
福祉改革推進事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	4,717	→	福祉保健基盤等包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	2,616	△ 2,101								
<p>(民生費/社会福祉費)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練事業(育成会分) (特定財源:都支出金 1/2) 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費(育成会分) 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2,182</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 障害者施策推進包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">6,102</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2,850</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(差引増減額は、見直し前2事業の総額計との差)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,386</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,386</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,386</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(差引増減額は、心身障害者(児)通所訓練事業費において引き続き算定される額)</p>		心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練事業(育成会分) (特定財源:都支出金 1/2) 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費(育成会分) 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	2,182	→	障害者施策推進包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	6,102	2,850	心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	1,386	→	心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	1,386	1,386
心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練事業(育成会分) (特定財源:都支出金 1/2) 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費(育成会分) 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	2,182	→	障害者施策推進包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	6,102	2,850								
心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	1,386	→	心身障害者(児)通所訓練事業費 通所訓練グループ 通所授産グループ 小規模法内通所授産施設運営費 国基準分 (特定財源:国庫支出金 1/2, 都支出金 1/4) 都基準分	1,386	1,386								
<p>(衛生費)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 精神障害者共同作業所運営費 運営費 (特定財源:都支出金 2/3) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,070</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td colspan="3"> (参考) 障害者施策推進包括補助事業に統合されるその他の事業 ・精神障害者小規模通所授産施設運営費補助 ・重度身体障害者等緊急通報システム事業 ・重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業 (屋内移動設備、中規模改修の各成人分等を除く。) ・重度心身障害者火災安全システム事業(ガス安全システムの機器給付を除く。) ・心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業(移動支援の一部) </td> </tr> </table>		精神障害者共同作業所運営費 運営費 (特定財源:都支出金 2/3)	1,070	→	(参考) 障害者施策推進包括補助事業に統合されるその他の事業 ・精神障害者小規模通所授産施設運営費補助 ・重度身体障害者等緊急通報システム事業 ・重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業 (屋内移動設備、中規模改修の各成人分等を除く。) ・重度心身障害者火災安全システム事業(ガス安全システムの機器給付を除く。) ・心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業(移動支援の一部)								
精神障害者共同作業所運営費 運営費 (特定財源:都支出金 2/3)	1,070	→	(参考) 障害者施策推進包括補助事業に統合されるその他の事業 ・精神障害者小規模通所授産施設運営費補助 ・重度身体障害者等緊急通報システム事業 ・重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業 (屋内移動設備、中規模改修の各成人分等を除く。) ・重度心身障害者火災安全システム事業(ガス安全システムの機器給付を除く。) ・心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業(移動支援の一部)										
<p>(民生費/老人福祉費)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分(地域活動育成費、機器設置費) 都補助対象分(機器設置費(民間)、機器設置取付費等) (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">300</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 高齢社会対策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,757</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">36</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(差引増減額は、見直し前3事業の総額計との差)</p>		緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分(地域活動育成費、機器設置費) 都補助対象分(機器設置費(民間)、機器設置取付費等) (特定財源:都支出金 1/2)	300	→	高齢社会対策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	1,757	36						
緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分(地域活動育成費、機器設置費) 都補助対象分(機器設置費(民間)、機器設置取付費等) (特定財源:都支出金 1/2)	300	→	高齢社会対策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	1,757	36								
<p>火災安全システム事業費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 旧国庫補助対象分(火災警報器、自動消火装置、電磁調理器) (187ルまで特定財源[国庫支出金 1/3, 都支出金 1/3]あり) ガス安全システム 都補助対象分(専用通報機、取付工事費) (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">33</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 老人福祉推進事業費 その他(緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分) (火災安全システム事業費 旧国庫補助対象分、 及びガス安全システム) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">189</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">189</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(総額欄は、その他2事業の合計額。差引増減額は、老人福祉推進事業費の増額分)</p>		旧国庫補助対象分(火災警報器、自動消火装置、電磁調理器) (187ルまで特定財源[国庫支出金 1/3, 都支出金 1/3]あり) ガス安全システム 都補助対象分(専用通報機、取付工事費) (特定財源:都支出金 1/2)	33	→	老人福祉推進事業費 その他(緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分) (火災安全システム事業費 旧国庫補助対象分、 及びガス安全システム)	189	189						
旧国庫補助対象分(火災警報器、自動消火装置、電磁調理器) (187ルまで特定財源[国庫支出金 1/3, 都支出金 1/3]あり) ガス安全システム 都補助対象分(専用通報機、取付工事費) (特定財源:都支出金 1/2)	33	→	老人福祉推進事業費 その他(緊急通報システム事業費 旧国庫補助対象分) (火災安全システム事業費 旧国庫補助対象分、 及びガス安全システム)	189	189								
<p>態容補正II</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> うち高齢者民間アパート借上げ等の住宅のシルバーピア事業分の運営に係る経費 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,388</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		うち高齢者民間アパート借上げ等の住宅のシルバーピア事業分の運営に係る経費	1,388	→									
うち高齢者民間アパート借上げ等の住宅のシルバーピア事業分の運営に係る経費	1,388	→											
<p>(衛生費)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"> 健康づくり事業費 生活習慣改善指導推進事業 (特定財源:都支出金 1/2) 歯科医療連携推進事業、歯周疾患改善指導事業 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">230</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%;"> 医療保健政策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2) </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">688</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">458</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>(参考) 医療保健政策包括補助事業に統合されるその他の事業 ・糖尿病自己管理支援モデル事業</p>		健康づくり事業費 生活習慣改善指導推進事業 (特定財源:都支出金 1/2) 歯科医療連携推進事業、歯周疾患改善指導事業 (特定財源:都支出金 1/2)	230	→	医療保健政策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	688	458						
健康づくり事業費 生活習慣改善指導推進事業 (特定財源:都支出金 1/2) 歯科医療連携推進事業、歯周疾患改善指導事業 (特定財源:都支出金 1/2)	230	→	医療保健政策包括補助事業費 事業費 (特定財源:都支出金 1/2)	688	458								
合 計 額	9,920			12,738	2,818								
				(うち新規4事業計 1,243)									

3 衛生費のつづき

項 目		説 明
【衛生費／経常】 休日・準夜等診療事業費 (百万円)		1 概 要 特別区における実施状況等を踏まえ、以下の項目について算定の見直しを行う。 ① 救急センター等の固定施設における委託料に係る医療単価について、都・特別区・医師会の三者協定単価に基づき、算定の見直しを行う。 ② 休日歯科診療事業について、在宅当番医での診療に係る経費を追加算定する。 ③ 平日準夜小児初期救急診療事業に係る救急センター等の固定施設における経費を追加算定する。 ④ 事業名を、「休日・準夜等診療事業費」に変更する。 2 算定内容 ① 医療単価の見直し 標準区経費 21,103千円(改定前11,329千円) ② 休日歯科診療事業 標準区経費 7,635千円(改定前 0千円) ③ 平日準夜小児初期救急診療事業 標準区経費 8,595千円(改定前 0千円)
改定後	2,732	
改定前	2,121	
増△減	611	
【衛生費／経常】 成人保健対策費 (基本健康診査) (百万円)		1 概 要 老人保健法に基づき実施される歯周疾患検診について、特別区の実施状況等を踏まえ、基本健康診査において追加算定する。 2 算定内容 歯周疾患検診 標準区経費 1,292千円(改定前 0千円)
改定後	6,736	
改定前	6,704	
増△減	32	
【衛生費／経常】 妊産婦健康診査費 (百万円)		1 概 要 母子保健法に基づく妊産婦健康診査について、特別区の実施状況等を踏まえ、算定の見直しを行う。 2 算定内容 医療機関等への診査委託人数の見直しを行う。 前後期診査 標準区 各2,538人(改定前2,291人) 超音波診査 標準区 521人(改定前 238人)
改定後	1,281	
改定前	1,144	
増△減	137	

4 清掃費

項 目	説 明																					
<p>【経常・投資】 算定内容全体的見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">80,292</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">63,052</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">17,240</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※人件費含まず</p>	改定後	80,292	改定前	63,052	増△減	17,240	<p>1 概 要</p> <p>清掃費は、平成12年度の清掃事業移管後、平成17年度までを特例的対応期間とし、算定を行ってきた。平成18年度に都派遣職員の身分切替が行われたことから、平成19年度以降の標準的需要を的確に算定できるように清掃費全体にわたって、算定方法の見直しを行った。見直しに当たっては、算定の簡素合理化や他の費目との整合性等も勘案した。</p> <p>2 算定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準区ごみ量を平成17年度データにより改める。以後、3年に1回程の頻度で見直しを行う。 (標準区ごみ量：111,042 t→106,634 t) ・人口一人当たりごみ量による密度補正を廃止し、測定単位人口による算定に純化させる。(密度補正3減) ・収集運搬モデルについては、ごみ量の変動に合わせて見直しを実施し、新たなモデルを設定し、収集車の台数の変動に伴う影響も反映させる。 ・びん・缶の収集、資源化について標準区経費化する。 (態容補正3減) ・皮革関連廃棄物について、収集作業形態補正への統合や算定方法の簡素合理化等の観点から算定を見直す。(態容補正2減) ・処理処分費について、清掃一組分担金を考慮した区間調整を行う。(態容補正1増) ・以下の標準区経費について、区分や単価等を見直す。 総務管理費(産業医報酬、廃棄物減量等審議会経費等)、指導費(交通対策講習会経費)、不法投棄対策事業費、作業運営費(資源化処理委託、資源売払収入等)、動物死体処理費、車両維持運営費、車両雇上費、車両購入費 ・処理処分費について、灰溶融施設運営経費(経常)や清掃工場等整備に伴う元利償還金の追加(投資)を考慮するなど、標準区経費を見直す。 ・職員費については、標準区ごみ量の見直しにあわせた、新たな収集運搬モデルとの連動や平成20年度を平年度とした処理処分費の考え方にあわせて見直す。 <p>(参考) 見直し後の清掃費の補正について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>差引</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度補正</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>△3</td> <td>見直3</td> </tr> <tr> <td>態容補正</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>△5</td> <td>新設1、見直6</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の清掃費の標準区経費等の改定は、基本的には他の費目と同様に統一単価等により見直しを行っていく。 ・今後予定されるサーマルリサイクルの完全実施や廃棄物処理手数料の改定等については、その影響を反映させていく。その際、事業実態等を勘案し、より適切な区間調整が図られるよう算定内容を改善していく。 		H18	H19	差引	備考	密度補正	3	0	△3	見直3	態容補正	15	10	△5	新設1、見直6
改定後	80,292																					
改定前	63,052																					
増△減	17,240																					
	H18	H19	差引	備考																		
密度補正	3	0	△3	見直3																		
態容補正	15	10	△5	新設1、見直6																		

5 経済労働費

項 目		説 明
【生活経済費／経常】 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金） （百万円）		1 概 要 特別区のシルバー人材センターへの補助の実績を踏まえ、標準区経費を見直す。 2 算定内容 ・見直し前 標準区経費 13,400千円（固定費） ・見直し後 標準区経費 38,750千円（固定費） ※東京都シルバー人材センター事業補助金の内容が変更されることから、特別区における施策の見直し協議を行った。補助金の総額としては現行と同規模となることから、施策の見直しによる財調上の影響はない。
改定後	891	
改定前	308	
増△減	583	
【産業経済費／経常】 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業） （百万円）		1 概 要 緊急分を含む特別区の融資実績や、金融情勢等を勘案し、中小企業関連資金融資あっせん事業の算定内容を改める。 2 算定内容 ・見直し前 標準区経費 130,000千円（比例費） ・見直し後 標準区経費 279,506千円（比例費）
改定後	5,736	
改定前	2,668	
増△減	3,068	
【産業経済費／経常】 観光振興費 （百万円）		1 概 要 各区において地域特性を生かした多様な観光振興施策が行われていることから、地方交付税の算定方法に準拠し、観光振興費を新規に算定する。 2 算定内容 標準区経費 26,173千円（固定費）
改定後	602	
改定前	0	
増△減	602	

6 土木費

項 目	説 明
【都市整備費／経常】 地籍調査事業費 (百万円)	1 概 要 国土調査法に基づく地籍調査に要する経費について、新規に算定する。 2 算定内容 <標準区経費> 事業費 36,000千円(固定費) 特定財源(国庫支出金等) 27,000千円 差引一般財源 9,000千円
改定後 207	
改定前 0	
増△減 207	
【道路橋りょう費／投資】 細街路拡幅整備事業(態容補正) (百万円)	1 概 要 細街路拡幅整備事業について、財調算定の簡素・合理化の観点から単位費用化を図るとともに、区間配分の観点から密度補正を新設する。 また、昼間人口比率による態容補正を廃止する。 2 算定内容 (1) 細街路拡幅整備事業の態容補正を廃止する。 (2) 細街路拡幅整備事業の経費区分を「投資的経費」から「経常的経費」へ変更するとともに、事業名「細街路拡幅事業費」を設定し、単位費用化を図る。 (3) 積算内訳は現行の算定内容を踏襲する。後退延長は 2,760mとし、当分の間、固定値とする。 <標準区経費> 事業費 91,003千円(比例費) (4) 幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の差を密度補正する。 密度補正の算式 標準区の道路面積に対する幅員が 4.5m未満の道路面積比率を 0.20379 (473,204/2,322,000) とする。 $1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区の細街路拡幅事業費}}{\text{標準区の道路橋りょう費}}$ 算式の符号 A：測定単位の数値(当該年度の4月1日における道路面積) B：当該年度の4月1日における幅員が4.5m未満の道路面積 (5) 標準区の道路面積に対する幅員が 4.5m未満の道路面積比率 0.20379は、当分の間、固定値とする。 (6) 道路、橋りょうの新設及び拡幅の態容補正において、細街路拡幅事業が二重算定とならないよう、措置基準を「特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業」から「特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業(原則として片側幅員2mの道路を除く。)」を追加する。 (7) 昼間人口比率による態容補正を廃止する。
改定後 0	
改定前 1,978	
増△減 △1,978	
【道路橋りょう費／経常】 細街路拡幅事業費 (百万円)	
改定後 2,689	
改定前 0	
増△減 2,689	
【道路橋りょう費／経常】 昼間人口補正(態容補正) (百万円)	
改定後 0	
改定前 △134	
増△減 134	
密度補正等を反映した道路橋りょう費全体の影響額 (百万円)	
改定後 2,696	
改定前 1,844	
増△減 852	

6 土木費の続き

項 目		説 明
【道路橋りょう費／経常】 街路灯維持補修費 (百万円)		1 概 要 街路灯維持補修費について、標準区街路灯数を設定しこれに基づき光熱水費を算定するとともに、その他経費の算定を充実する。 2 算定内容 <標準区経費> 改正前 180,914千円 改正後 220,184千円
改定後	6,212	
改定前	5,353	
増△減	859	
【道路橋りょう費／経常】 私道排水設備工事費助成事業（態容補正） (百万円)		1 概 要 特別区の区域における下水道普及率が100%概成していることに鑑み、私道排水設備工事費助成事業に係る態容補正を廃止する。 2 算定内容 私道排水設備工事費助成事業に係る態容補正を廃止する。
改定後	0	
改定前	374	
増△減	△374	
【都市整備費／投資】 まちづくり事業費 (百万円)		1 概 要 まちづくり事業費について、区の今後の事業動向を考慮し、フレームと実態との乖離部分を市街地再開発事業の基本計画作成費及び公共施設屋上等緑化事業に振り替えることで、まちづくり事業費のフレームを維持する。 2 算定内容 (1) 平成19年度の市街地再開発事業（態容補正分）については、平成18年度分の精算を行い、平成20年度に態容補正のメニューから「市街地再開発事業（特別区都市計画交付金対象事業を除く。）」を削除する。 (2) 市街地再開発事業に係る基本計画作成費をまちづくり事業費に加え、単位費用化を図る。ただし、実績とフレームに乖離があるため、基本計画作成費は当該乖離分に振り替え、組合認可前の調査設計費は算定対象としない。 (3) 公共施設屋上等緑化事業をまちづくり事業費に加える。ただし、実績とフレームに乖離があるため、公共施設屋上等緑化事業は当該乖離分に振り替える。
改定後	-	
改定前	-	
増△減	-	
【都市整備費／投資】 公共施設屋上等緑化事業 (百万円)		1 概 要 公共施設屋上等緑化事業について、態容補正による算定から単位費用化を図ることで算定を充実し、今後10年間で標準施設の全ての屋上等を緑化するとの考えの下、既存施設及び新築、増築等の別なく屋上緑化を推進する。 2 算定内容 (1) 態容補正のメニューから「公共施設屋上等緑化事業」を削除する。 (2) 都市整備費（投資的経費）に事業名「公共施設屋上等緑化事業費」を設定し、屋上等緑化には壁面緑化も含めることとする。 (3) 本事業は10年間の時限措置として単位費用化を図る。 <標準区経費> 31,091千円 ※都区協議の結果、公共施設屋上等緑化事業は、まちづくり事業費に加え、乖離部分に振り替えることで合意している。
改定後	765	
改定前	153	
増△減	612	

6 土木費の続き

項 目		説 明
【道路橋りょう費／投資】 道路改良事業 (百万円)		1 概 要 保水性舗装として算定している道路改良率について、平成 19 年度に限り、実施率を 1/35 から 1/20 に改める。 2 算定内容 <標準区経費> 改正前 事業費 1, 169, 625 千円 特定財源 (特別区債) 76, 900 千円 差引一般財源 1, 092, 725 千円 改正後 事業費 2, 046, 843 千円 特定財源 (特別区債) 76, 900 千円 差引一般財源 1, 969, 943 千円
改定後	64, 478	
改定前	36, 289	
増△減	28, 189	
【道路橋りょう費／投資】 都市景観創出向上 (百万円)		1 概 要 都市景観創出向上経費について、事業規模を 3/4 に縮減する。 2 算定内容 <標準区経費> 改正前 57, 211 千円 改正後 42, 908 千円
改定後	1, 404	
改定前	1, 900	
増△減	△496	
【道路橋りょう費／投資】 種別補正による影響額 (百万円)		※道路改良事業及び都市景観創出向上事業の算定改善を行った結果、種別補正係数が変更されたため、道路改良事業及び都市景観創出向上事業以外の道路橋りょう費全体で左記の影響が生じる。
増△減	△153	

6 土木費の続き

項 目	説 明	
【都市整備費／投資】 電線類地中化事業 (態容補正) (百万円)	1 概 要 電線類地中化事業について、措置率を 3/4 に統一することで、電線類地中化事業の算定を充実する。 2 算定内容 (1) 電線類地中化事業（態容補正分）の算定廃止 都市整備費（投資的経費）の態容補正のメニューから「電線類地中化事業」を削除する。 (2) 電線類地中化事業（態容補正分）の算定充実 道路橋りょう費（投資的経費）の道路、橋りょうの新設拡幅に係る態容補正のメニューに「電線類地中化事業」を追加し、電線類地中化事業の前年度実績の 3/4 相当額について態容補正で算定する。	
改定後		0
改定前		7 0 2
増△減		△ 7 0 2
【道路橋りょう費／投資】 電線類地中化事業 (態容補正) (百万円)		
改定後		1, 0 5 4
改定前		0
増△減		1, 0 5 4
電線類地中化事業全体の影 響額 (百万円)		
改定後		1, 0 5 4
改定前	7 0 2	
増△減	3 5 2	

7 教育費

項 目		説 明
【小学校費・中学校費・その他の教育費／経常】 特別支援教育経費 (百万円)		1 概 要 平成19年度から、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」となることに伴い、特別支援教育の推進に係る経費について、新規算定する。 2 算定内容 専門チーム委員、巡回相談員、巡回指導員に係る経費について、新規算定する。 3 19年度フレーム影響額 小学校費 694百万円 中学校費 322百万円 その他の教育費 18百万円 合 計 1,034百万円
改定後	1,034	
改定前	0	
増△減	1,034	
【小学校費・中学校費／経常】 普通教室の冷房化 (百万円)		1 概 要 夏季における適切な学習環境を確保する観点から、小・中学校の普通教室の冷房化経費について、新規算定する。 2 算定内容 冷房設備のリース料について、新規算定する。 3 19年度フレーム影響額 小学校費 2,367百万円 中学校費 836百万円 合 計 3,203百万円
改定後	3,203	
改定前	0	
増△減	3,203	
【小学校費・中学校費／経常】 学校統合に伴う調整措置 (百万円)		1 概 要 各区が適正配置計画を着実に推進できるよう、新たに態容補正を設ける。 2 算定内容 地方交付税で導入されている学校数急減補正を新設する。 3 19年度フレーム影響額 小学校費 441百万円 中学校費 492百万円 合 計 933百万円
改定後	933	
改定前	0	
増△減	933	

7 教育費のつづき

項 目		説 明
【その他の教育費／経常】 校外施設管理費の見直し (百万円)		1 概 要 経常的経費において標準区で4施設分算定されている校外施設管理費について、投資的経費における考え方との整合性を図る。 2 算定内容 校外施設数を4施設から3施設へ見直す。 3 19年度フレーム影響額 その他の教育費 $\Delta 233$ 百万円 ※人件費分 $\Delta 103$ 百万円は含まない。
改定後	698	
改定前	931	
増△減	$\Delta 233$	
【その他の教育費／経常】 図書館管理運営費 (百万円)		1 概 要 図書館管理運営費のうち、図書資料費について算定内容を見直す。 2 算定内容 図書資料費について、地方交付税基準に沿って算定を充実する。
改定後	8,656	
改定前	8,084	
増△減	572	
【小学校費・中学校費／投資】 財政健全化対策 (百万円)		1 概 要 特別区の財政健全化を図るため、平成19年度に限り起債充当を行わないこととし、今後の元利償還金の増大を抑制する。 2 算定内容 ・小学校費 起債対象経費 $\times 0.75 \Rightarrow$ 起債対象経費 $\times 0$ <標準区経費> 改定前(特別区債) 240,900千円 ・中学校費 起債対象経費 $\times 0.75 \Rightarrow$ 起債対象経費 $\times 0$ <標準区経費> 改定前(特別区債) 138,600千円 3 19年度フレーム影響額 小学校費 3,570百万円 中学校費 1,773百万円 合 計 5,343百万円
改定後	0	
改定前	$\Delta 5,343$	
増△減	5,343	

7 教育費のつづき

項 目		説 明
【小学校費・中学校費／投資】 小中学校新增築経費の見直し (百万円)		1 概 要 下水道未普及地域において小中学校を新增築する場合に加算している、活性汚泥槽設置経費を廃止する。
改定後	0	2 算定内容 態容補正Ⅱのうち活性汚泥槽設置経費の加算を廃止する。
改定前	0	3 19年度フレーム影響額 小学校費 0百万円
増△減	0	中学校費 0百万円
		合 計 0百万円

8 その他諸費

項 目		説 明
【財産費／経常】 財産費における義務教用地 賃借料算定方法の改善 (百万円)		1 概 要 義務教用地賃借料について、当該年度分の借地料支払額から、前年度の借地料支払額を当該年度分の借地料支払額とみなして算定する方法に変更する。 なお、算定対象は、当該年度4月1日時点で借地している小中学校等とする。
改定後	1,036	2 算定内容 変更なし
改定前	1,036	
増△減	0	
【財産費／経常】 減債対策経費 (百万円)		1 概 要 減税補てん債等の償還経費が累積している実態を踏まえ、その償還に備えて、特別区の財政健全化に資する減債対策経費を算定し、後年度負担の軽減を図る。
改定後	66,045	2 算定内容 ・平成13年度における市町村民税法人分の恒久的減税による減収見込額に係る区市町村振興基金貸付相当額 (平成20年度当初における未償還元金 4,711百万円)
改定前	0	・平成15年度における特別区民税に係る減税補てん債算定額 (平成20年度当初における未償還元金 19,986百万円)
増△減	66,045	・平成16年度における特別区民税に係る減税補てん債算定額 (平成20年度当初における未償還元金 20,844百万円)
		・平成17年度における特別区民税に係る減税補てん債算定額 (平成20年度当初における未償還元金 20,504百万円)

9 その他

項 目	説 明																
<p>標準職員数等の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>【給与費関連】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">509,051</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">571,798</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△62,747</td> </tr> </table> <p>【事業費関連】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">29,584</td> </tr> </table> <p>※事業費関連は多岐にわたるため、増減のみ記載している。</p> <p>【合計】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">増△減</td> <td style="text-align: right;">△33,163</td> </tr> </table> <p>※再任用・再雇用職員に係る経費を加えた合計</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">増△減</td> <td style="text-align: right;">△19,672</td> </tr> </table>	改定後	509,051	改定前	571,798	増△減	△62,747	改定後	—	改定前	—	増△減	29,584	増△減	△33,163	増△減	△19,672	<p>1 概 要 特別区の実態を踏まえ、標準職員数等について算定の見直しを行う。</p> <p>2 算定内容</p> <p>(1)給与費関連</p> <p>① 標準給の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の号級区分の見直し及び技能職員に係る新たな任用制度の導入等に伴う昇給昇格モデルに基づき、標準給を改定する。 ・現行モデルの採用年齢を基に昇給昇格モデルを設定し、昇給区分に応じた昇給の加算を行う。 ・モデルとする職員階層区分を、現行の4区分から、技能系職員を独立させ5区分に改める。 <p style="text-align: right;">標準給 改定前 7,479,081円 改定後 7,515,887円</p> <p>② 標準職員数の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区における業務の委託化及び指定管理者制度等による施設の管理運営委託の状況を踏まえ、標準職員数を改定する。 <p style="text-align: right;">標準職員数計 改定前 76,453人 改定後 67,730人</p> <p>(2)事業費関連</p> <p>① 標準職員数の見直しに伴う連動経費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準職員数に連動する経費について算定を見直す。 <p>② 委託化に伴う経費の新規算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準職員数の見直しに対応し、委託化による事業費を新規に算定する。
改定後	509,051																
改定前	571,798																
増△減	△62,747																
改定後	—																
改定前	—																
増△減	29,584																
増△減	△33,163																
増△減	△19,672																
<p>特殊勤務手当の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">222</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△222</td> </tr> </table>	改定後	0	改定前	222	増△減	△222	<p>1 概 要 特殊勤務手当の見直しの動向を踏まえ、一部算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容 特別区の実態に基づき、以下の手当について、算定を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深夜等特殊勤務手当 ・警備夜勤手当 ・用地取得折衝業務手当 ・違反建築物取締業務手当 ・整理手当（徴税費） ・福祉事務所等業務手当（婦人相談員設置費、母子自立支援員設置費） ・放射線取扱業務手当 ・精神保健相談手当 										
改定後	0																
改定前	222																
増△減	△222																